

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	小城市 障害者地域生活支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、障害者地域生活支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和5年3月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者地域生活支援に関する事務
②事務の概要	(日中一時支援事業) 常時介護が必要な障害者が日中において介護する人がいないため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、一時的に見守り等の支援をうける。 (移動支援) 屋外での移動が一人では困難な障害者で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際のマンツーマン支援 (訪問入浴) 外出できない重度の身体障害者に対して自宅へ出向き入浴支援を行うことで身体の清潔と心身機能の維持を図る。 (成年後見制度支援事業) 知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人への報酬の全部又は一部を助成する。 (自動車改造) 身体障害者が就労等に伴い自動車を改造する場合、その改造に要する費用を助成する事業。 (障害者自動車運転免許取得支援事業) 障害者が通勤、通学、通院など社会参加のために自動車運転免許を取得する際の助成事業
③システムの名称	社会保障システム、中間サーバスistema
2. 特定個人情報ファイル名	
地域生活支援対象者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一 10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第二 10の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢障がい支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高齢障がい支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢障がい支援課(0952-37-6108)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	評価書名の変更	小城市 障害者地域生活支援事業 基礎項目評価書	小城市 障害者地域生活支援に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年6月12日	1①事務の名称の変更	地域生活支援に関する管理	障害者地域生活支援に関する事務	事前	
平成29年6月12日	1.③システムの名称の追加		統合宛名システム、中間サーバシステム	事前	
令和1年6月26日	1②事務の概要	(日中一時支援事業)常時介護が必要な障害者が日中において介護する人がいないため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を影響し、一時的に見守り等の支援をうける。 (移動支援)屋外での移動が一人では困難な障害者で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際のマンツーマン支援 (訪問入浴)外出できない重度の身体障害者に対して自宅へ出向き入浴支援を行うことで身体の清潔と心身機能の維持を図る	(日中一時支援事業) 常時介護が必要な障害者が日中において介護する人がいないため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を影響し、一時的に見守り等の支援をうける。 (移動支援) 屋外での移動が一人では困難な障害者で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際のマンツーマン支援 (訪問入浴) 外出できない重度の身体障害者に対して自宅へ出向き入浴支援を行うことで身体の清潔と心身機能の維持を図る。 (成年後見制度支援事業) 知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人への報酬の全部又は一部を助成する。 (自動車改造)身体障害者が就労等に伴い自動車を改造する場合、その改造に要する費用を助成する事業。 (障害者自動車運転免許取得支援事業)障害者が通勤、通学、通院など社会参加のために自動車運転免許を取得する際の助成事業	事後	
令和1年6月26日	1③システムの名称	社会保障システム、統合宛名システム、中間サーバシステム	社会保障システム、中間サーバシステム	事後	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更	取り扱い	取り扱い	事後	
令和2年8月3日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一 第10項	番号法第9条第2項 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一 10の項	事後	
令和2年8月3日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一 第10項	番号法第19条第8号 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第二 10の項	事後	
令和5年3月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	